

## 平成27年8月 全員協議会

平成27年8月6日（木曜日） 前半

椎根 健雄 議員（民主・県民連合）



### ※ [8月6日の全員協議会について](#)

#### 椎根健雄議員

民主・県民連合議員会の椎根健雄である。

大きく2つ、1つ目は中間貯蔵施設について、2つ目は原発事故の収束と廃炉に向けた取り組みについて尋ねる。

まず、中間貯蔵施設への輸送について聞く。

本年2月、県そして大熊・双葉両町は、中間貯蔵施設へ除去土壌等の搬入を受け入れる苦渋の決断を行った。これを受けて、国は3月13日から中間貯蔵施設へ除去土壌等のパイロット輸送を開始したが、この搬出量は、予定される43市町村で1市町村当たり1,000㎡程度とされている。しかし、きのうまでに43市町村のうち11市町村が実施し、1万1,000㎡が運び込まれたが、いまだに多くの市町村で搬出の見通しが不明な状況にある。パイロット輸送はおおむね1年程度実施することとしているが、予定される43市町村の搬出は確実に終了するのか。

#### 環境省福島環境再生事務所長

除去土壌等の中間貯蔵施設へのパイロット輸送の状況については、議員指摘のとおり3月から実施しており、これまでに11市町村で搬出を開始し、きのう時点で約1万1,000袋、8市町村で輸送が完了している。それ以外の市町村については、当省と県で搬出に関する考え方を整理し、きのう開催した県及び県内市町村、関係機関で構成する輸送連絡調整会議において示した。具体的には、積み込み場から搬出先までの距離が近いところからの搬出を基本とし、積雪等の影響が大きいと考えられる場合は、できる限り秋までに搬出する方針とした。今後、この方針に基づき、県と連携の上各市町村と個別調整を行い、できるだけ速やかに県内43市町村全てにおいて安全かつ円滑に輸送できるよう取り組みたい。

#### 椎根健雄議員

今ほど、積み込み場から搬出先までの距離が近いところから搬出することを基本に、積雪等の影響が大きいと考えられる場合は、できる限り秋までに搬出していくとの答弁があったが、施設建設予定地に近い双葉郡8町村と田村市のほか、周辺市町村以外の棚倉町、浅川町及び郡山市の5つの小学校では、夏休みを利用して、敷地内に仮置きしている土壌の搬出が行われた。東北自動車道や常磐道、磐越道といった高速道路を利用した輸送も始まっており、パイロット輸送終了後、本格輸送を実施するとしているが、本格輸送に向けてどのような課題があるか。

#### 環境省福島環境再生事務所長

パイロット輸送は、今後予定されている大量輸送が安全かつ確実に実施できるよう、確認・検証する目的で実施している。今後、本格輸送に向けて、搬出から保管場での荷おろしまでにかかるさまざまな行程とその所要時間の確認や、より効率的で安全な実施方法の検証を初め、除去土壌等をおさめた容器や輸送車両を個々に管理している総合的な管理システムの適切な運用と改良点を確認、抽出する必要があると考えている。また、輸送に当たりさまざまなモニタリングを行っ

ているが、その方法や結果について、リスクコミュニケーションを含めた住民に対するコミュニケーションの仕方も検証する必要があると考えている。

椎根健雄議員

先ほど、本格輸送の見通しは不明との説明があったが、おおむね何年程度を想定しているのか。

環境省福島環境再生事務所長

どの程度の期間で輸送するかについては、中間貯蔵施設の用地の取得状況とそれを踏まえた施設の整備状況に大きく影響を受ける。地権者への丁寧な説明とパイロット輸送に全力を尽くしており、できる限り迅速に搬入できるようにしているが、現時点で何年程度といった回答はできない。

椎根健雄議員

これだけの大きな事業であるので、想定外のことも起きると思うが、国の責任のもと最後まで着実に実行してほしい。

次に、中間貯蔵施設に係る地権者への説明と用地交渉について、中間貯蔵施設の整備に当たり、地権者から国に対する不満の声が聞こえてくるが、地権者の理解促進が大きな鍵となることは言うまでもない。このため、国でも用地を担当する人員を強化したと聞いたが、具体的にはどのように強化したのか、また、今後、さらなる体制強化をする考えはあるのか。

環境省福島環境再生事務所長

環境省では、福島環境再生事務所の中に、中間施設等整備事務所を設け、用地の個別説明を行っているが、地権者に対する丁寧な説明を進める観点から、ことし4月と8月に用地担当職員を増員し、また同4月に用地業務全般を指揮監督する専門の調整官ポストを新設した。さらには、補償コンサルタント等の外部専門家の積極的な活用も図っており、総合的に業務執行体制の強化を行っている。今後もできる限り体制を強化し、より一層地権者に寄り添った丁寧な説明に努めたい。

椎根健雄議員

中間貯蔵施設は、地元住民にとっては先祖代々の大切なふるさとを犠牲にし、県内のほかの地域住民にとっては、庭先の仮置き場に置いてある汚染土壌を一日も早く搬出してほしいといった、ある意味、県民の分断、苦渋の決断の上に建設が進められる施設である。そのためにも、中間貯蔵施設は、地権者との話し合い、地域住民への丁寧な説明と理解が重要であるので、引き続きさらなる体制強化を願う。

次に地権者の数とその状況について、勅使河原議員からも質問があったが確認の意味で聞く。6月末現在で、登記上の地権者2,365人のうち、連絡先を把握している地権者が約1,220人、そのうち7割に当たる約850人と用地交渉に入ったとのことであるが、連絡先が把握できていない残り約1,160人への対応が今後重要な課題になってくる。用地交渉に入った地権者のうち、具体的に何人と契約に至ったのか。実数で答弁願う。

環境省福島環境再生事務所長

環境省で連絡先を把握している地権者約1,200人のうち6月末時点で個別訪問等により説明を行った地権者は850人で、そのうち建物を所有している500人から物件調査の承諾を得ている。現在は相当数の物件調査に取りかかっているが、調査には一定時間を要するため補償額の算定に至っていないケースが多い。7月末現在の契約者数は5名である。

椎根健雄議員

今の説明を聞くと、契約件数が5件との状況であり、今後の契約の見通しがよく見えない。土地の契約がまばらになると、用地取得がモザイク模様になり、施設全体を進めていくことが非常に難しくなる。とりわけ管理徹底が求められるこの施設において、最終的に土地の契約がモザイク模様になった場合は、どのように考えているのか。

環境省福島環境再生事務所長

用地については、各地権者との話し合いの結果、最終的に土地を取得させてもらえるかどうかとなるので、その時期は地権者ごとに異なる可能性がある。現在の取り組み状況を分析し、その状況を見ながら、どのように施設整備を進めていけばよいか方針を立てていきたい。

椎根健雄議員

先行きがどうなるのか全く見えてこない。今後の施設全体の整備見通しについて、土地の契約を含めてしっかりと取り組んでほしい。

次に、原発事故の収束と廃炉に向けた取り組みについて聞く。きょうで東日本大震災から1,610日目を迎え、間もなく4年5カ月となる。福島第一原発の事故収束はいまだままならず、11万人近くの方々が避難生活を余儀なくされ、県民は苦しい状況が続いている。

このような中、国は、2030年度のエネルギーミックスにおいて、原子力発電の電源構成比率を20～22%とし、2013年度に示した1%から大幅にふやす案を示したが、この数字は原発再稼働や、建てかえ、新增設、運転開始から40年が寿命と定められている老朽原発の稼働延長等が想定される数字である。

この比率は震災以前の原発稼働率をベースに考えると、福島第二原発を含めた国内全43基のうち、30基台前半～後半程度の原発を稼働する数字であるが、2030年の電源構成案作成時において福島第二原発はどのような位置づけで議論されたのか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

エネルギーミックスにおけるこの数字は、安全性を前提にしながら、自給率を確保し、電力コストを全体で現状よりも引き下げ、温暖化ガスの目標をしっかりと掲げられる数字をつくるといった基本原則を掲げた上で、さまざまな検討を進めた結果得られたものであり、福島第二原発を含め、特定の原発を想定したものではない。

椎根健雄議員

県は、原発事故を契機に「原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を復興の基本理念に掲げている。県議会においても、脱原発、県内原発の全基廃炉を掲げており、県内59全市町村も、福島第二原発の廃炉を求め続けている。きのうも多くの議員が東京電力（株）に対し福島第二原発の廃炉を求めたが、国は、脱原発・福島第二原発廃炉に対する県民の思いをどのように受けとめているのか。福島第二原発は廃炉にすべきと思うが、考えを聞く。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

県議会における決議を初め県民の心情は重く受けとめている。全国的にも廃炉を進める原発が出てきているが、それらと同列に扱うことは難しいと認識しており、経済産業大臣も国会でそのように答弁している。その上で、福島第一原発5、6号機については、原子力災害特別措置法に基づく緊急事態宣言の状況にあり、政府として法律上の権限で要請できるため、安倍総理が廃炉を要請したが、福島第二原発については、同法の位置づけがない。

また、国として東京電力（株）にさまざまなかわりを持っているが、一方で、多数の民間株主がいることも踏まえな

なければならない。その中で、福島第二原発の廃炉については、今後のエネルギー政策の状況、新規制基準への対応、地元  
のさまざまな意見等を総合的に勘案しながら、事業者が判断するものと考えている。

椎根健雄議員

本県は、福島第二原発を廃炉と言っている。エネルギーミックスにおける原発比率を担保に、事業者が再稼働を求めた  
場合、国は福島第二原発の再稼働を認めるのか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

福島第二原発について、現在、事業者は、立場や考え方を全く決めていないと理解している。仮定に基づく質問への答  
弁は差し控えたい。

椎根健雄議員

本県ではこれだけの事故が起きている。許可を与えた国がしっかりと終結まで見届けなければ無責任きわまりない。国  
の責任において、県民の気持ちをくみ取り、福島第二原発は廃炉にし、福島第一原発の対応も含め、しっかりと前面に立  
って事故収束に向けて取り組んでほしい。

最後に汚染水問題について聞く。

相次ぐ汚染水問題が起きるたび、県や県民がこれまで風評払拭のため努力してきたものが打ち消される。国としても、  
汚染水問題は、福島全体の観光や農業を含めた産業全体に直結していることを認識し、前面に立って対策に当たってもら  
いたいが、福島第一原発の汚染水処理と現地での監視強化を含めた再発防止策について、今後どのようにしていくのか全  
体像を尋ねる。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

今回の深刻な原発事故における廃炉・汚染水への対応は、世界的にも例がない極めて困難な事業であり、東京電力(株)  
任せではなく、国自身も前面に立って取り組む必要があると考えている。その上で、閣僚レベルで中長期ロードマップを  
策定し必要に応じた改定を行うほか、廃炉・汚染水対策現地事務所や汚染水対策現地調整会議の設置といった現場の視点  
を取り入れながら、対策を検討し工程を管理するための仕組みづくり、そして、国内外の英知を結集した高レベルの技術  
開発、さらには、現状と今後の方向性を国際機関や海外メディアを含めた国内外に正確でわかりやすく発信していくこと  
を基本的な方針としている。こうしたことを通じて、安全かつ着実に事故収束を実現し、しっかりとした体制が築いてい  
けるよう、国としても前面に立って廃炉・汚染水対策に取り組んでいく。

椎根健雄議員

しっかりと国が前面に立って廃炉・汚染水問題に取り組んでほしい。

以上で質問を終わる。